

平成31年度金ヶ崎町農作業労賃標準額表

適用期間 平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日

今年度の農作業労賃標準額を次のとおり定めました。「頼む人」「頼まれる人」がお互いに理解し合い、安定した農業経営を実現しましょう。

《人力作業の部》

作業種類	標準額(円)			摘要
	1日(8時間)	1時間	超過1時間	
水田作業	6,560	820	1,020	田植、除草、稲刈り、草集めなど
畑作業	6,400	800	1,000	一般畑作業、ハウス内作業など
オペレーター	10,400	1,300	1,620	運転のみ

《機械作業の部》

作業種別	機械種別	単位	標準額(円)		摘要			
			税抜	税込8%				
堆肥散布	マニュアルスプレッター	10a	1,900	2,052	1t基準、散布のみ、運搬は実費加算			
施肥	ブロードキャスター	10a	1,000	1,080	1回基準			
耕起	トラクター・耕耘機	10a 未満	5,870	6,340	作業1回につき 深さ12cm基準			
		10a以上30a未満	5,600	6,048				
		30a以上	5,300	5,724				
代かき	トラクター・耕耘機	10a 未満	7,200	7,776	植付け可能まで(原則2回かき、ならし含む)			
		10a以上30a未満	6,850	7,398				
		30a以上	6,500	7,020				
田植	育苗	稚苗・中苗	700	756	ハウス渡し、苗運搬料53円			
		出芽苗	450	486	育苗器渡し			
	田植え機	10a 未満	6,400	6,912	側条施肥は1,080円加算			
		10a以上30a未満	6,100	6,588				
30a以上	5,800	6,264						
防除	動力散布機	10a	1,000	1,080	薬剤費は実費加算(スピードスプレーヤーは果樹用)			
	動力噴霧器	10a	2,300	2,484				
	ブームスプレーヤー	10a	3,000	3,240				
	スピードスプレーヤー	10a	3,000	3,240				
刈取	バインダー	10a	7,500	8,100	刈取りのみ(結束ひも含む)			
	コンバイン	10a 未満	18,900	20,412	結束ひもは実費加算 隅刈り含む。籾運搬は10a・2,160円別途加算			
		10a以上30a未満	18,000	19,440				
		30a以上	17,100	18,468				
脱穀	ハーベスター	10a	7,800	8,424	カッター使用648円加算 結束機使用(ひも含)1,296円加算			
乾燥調製	籾乾燥(籾摺含む)	標準額(円)	水分	17.0%以下	17.0~20.0%	20.1~25.0%	25.1%以上	運搬料、袋代は別途(クズ米含む)加算 もち米30kg当たり43円加算
		税抜	30kg	649	700	741	769	
		税込8%		701	756	800	831	
	籾摺	玄米 30kg			380	410	調整のみ(クズ米含む)	
	色彩選別機	玄米 30kg			300	324	色彩選別作業のみ(梱包作業は別途加算)	
草刈	草刈機	1時間	1,800	1,944	機械持参、燃料含み、刈り倒し			
	自走モア	10a	2,500	2,700	機械持参、燃料含み、刈り倒し			
	フレールモア	10a	5,000	5,400	機械持参、燃料含み、刈り倒し			
畦畔塗り	あぜぬり機	10m	500	540	片面塗り			
溝きり	溝きり機	10m	100	108	水田中干し			
	溝掘り機械		500	540	転作田の畑地化			
大豆	砕土播種施肥	10a	7,700	8,316	代かきハロー			
	耕起播種施肥		12,100	13,068	逆転ロータリー			
	刈取		11,500	12,420	コンバイン			

《牧草作業の部》

作業種別	機械種別	単位	標準額(円)		摘要
			税抜	税込8%	
刈取	モア	10a	2,000	2,160	1回基準
反転	テッター	10a	900	972	1回基準
集草	レキ	10a	1,300	1,404	1回基準
梱包	コンパクトベアラ	1梱包	150	162	15kg基準
	ロールベアラ	1梱包	2,000	2,160	120cm程度
			3,390	3,661	120cm程度(ラッピング含む)
			1,000	1,080	100cm程度
			2,000	2,160	100cm程度(ラッピング含む)
耕起	プラウ	10a	4,000	4,320	
砕土	ディスクハロー	10a	4,000	4,320	
乾牧草収納作業		1時間	1,000		人力作業

金ヶ崎町農業委員会(電話42-2111)

- この表は、一般的な作業の場合の標準額を定めたものです。作業の内容によって協議のうえ調整してください。
- 岩手県最低賃金が改正され、標準額が最低賃金を下回った場合には、最低賃金以上の額としてください。
- 不整形区画、排水不良、作物の倒伏等により作業が困難な場合は協議のうえ20%以内で加算することができます。
- 農業機械の移動費は移動距離を考慮し、協議のうえ設定してください。(2km以上1,080円等)。
- この標準額は「まかない」なしの賃金です。
- この標準額は記載のない事項(水稻の直播、へり作業等)については、農業委員会及び関係団体に相談してください。